

日本昆虫学会表彰規程

第1条 本会は会則第12条1により、日本昆虫学会論文賞、日本昆虫学会若手奨励賞、日本昆虫学会あきつ賞、日本昆虫学会ポスター賞を設け、それに関する規程を次のように定める。

第2条 日本昆虫学会論文賞は、本会の会誌「昆蟲（ニューシリーズ）」および「Entomological Science」誌上に優れた論文を発表した会員または非会員に授与する。授賞は各年度2件とする。複数回受賞を問わない。受賞論文の著者には賞状と副賞を与える。選考は別に定める日本昆虫学会論文賞選考細則による。

第3条 日本昆虫学会若手奨励賞は、昆虫学の発展に寄与する優れた研究を行い将来の発展が期待される会員に授与する。選考の対象は、自薦または他薦のあった当該年度までの会費納入済みで原則として40歳未満（応募時）の一般正会員、若手正会員、および学生正会員とする。選考の評価対象となる研究業績は、論文業績のほか、研究手法の開発、データベースの構築、ウェブ上のデータ公開等を含むものとする。なお、論文業績には少なくとも本会学会誌に筆頭著者として掲載された論文1編を含むこと。授賞は各年度1件以内とする。複数回受賞は認めない。受賞者には賞状と副賞を与える。選考は別に定める日本昆虫学会若手奨励賞選考細則による。

第4条 日本昆虫学会あきつ賞は、学術的昆虫学分野および一般向け昆虫学教育普及分野に関する優秀なウェブサイト授与する。ウェブサイト代表者には賞状とあきつ賞のロゴをウェブ上に提示する権利を与える。選考は別に定める日本昆虫学会あきつ賞選考細則による。

第5条 日本昆虫学会ポスター賞は、日本昆虫学会大会において、優秀なポスター発表を行った若手正会員と学生正会員に授与する。受賞者には賞状を与える。選考は別に定める日本昆虫学会ポスター賞選考細則による。

付則 本規程は2014年9月14日から施行する。

2016年3月26日一部改正。